

函 市 民

令和6年(2024年)11月13日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

自衛官等募集事務に係る対象者情報の名簿による提供について

(市民・男女共同参画課)

自衛官等募集事務に係る対象者情報の名簿による提供について

自衛隊函館地方協力本部長から、令和6年10月25日付けで自衛官および自衛官候補生（以下「自衛官等」という。）の募集事務に係る対象者情報の紙媒体等による提供依頼があったことから、情報提供に係る対象者全員への個別周知および提供除外申請受付を行ったうえで、次のとおり名簿による対象者情報を提供する。

1 情報提供の法的根拠等

防衛大臣および自衛隊函館地方協力本部長からの自衛官等募集事務に係る対象者情報の紙媒体等による提供依頼については、これまで函館市個人情報保護条例における外部提供の要件に該当しないため、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の閲覧により対応してきたところであるが、改正された個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、市の条例は廃止され、自衛隊への情報提供は法令上問題がない状況となっている。

(1) 情報提供の根拠

自衛官等募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されている。

(2) 個人情報の保護に関する法律との関係

個人情報の保護に関する法律第69条第1項では、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限しているが、自衛隊法施行令第120条に基づく情報提供については、個人情報保護委員会においても、「法令に基づく場合」に該当するとの見解が示されている。

2 提供対象者

令和7年度に22歳になる方で日本国籍を有する方

（平成15年（2003年）4月2日から平成16年（2004年）4月1日生まれ）

令和7年度に18歳になる方で日本国籍を有する方

（平成19年（2007年）4月2日から平成20年（2008年）4月1日生まれ）

※ 提供除外申請を行った者を除く

3 提供情報 氏名および住所

4 提供時期 令和7年(2025年)3月

5 市民への周知方法

周知文書の対象者全員への個別送付, 市政はこだて, 市公式ライン,
市ホームページ

6 除外申請受付方法

受付期間: 令和6年(2024年)12月から令和7年(2025年)1月まで
(2か月間)

受付方法: 電子申請, 郵送, 窓口

7 その他

提供した対象者情報については, 自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官等の募集にのみ利用され, 市と自衛隊で覚書を締結することにより, 当該個人情報_の適切な管理を徹底する。